

議 第 2 号

道路特定財源の堅持を求める意見書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定により、別記意見書を関係行政庁に提出するものとする。

平成 2 0 年 2 月 1 4 日 提 出

提案者	北信広域連合議会議員	島田伯昭
賛成者	北信広域連合議会議員	武田貞夫
賛成者	北信広域連合議会議員	西條豊致
賛成者	北信広域連合議会議員	山本一二三
賛成者	北信広域連合議会議員	尾澤正功
賛成者	北信広域連合議会議員	富井耕一

平成 2 0 年 2 月 1 4 日 可 決

北信広域連合議会議長 山崎一郎

道路特定財源の堅持を求める意見書

日本の経済は、長期にわたり景気低迷を続けています。また、少子高齢化と人口減少社会が到来するなど、日本の社会は今、大きな転換期にあります。

さらに、多くの中山間地域をかかえる長野県においては、山間地集落の疲弊や荒廃を初め、市街地においても医療や福祉環境の変化への対応など、様々な分野で多くの課題に直面しています。

これらの諸課題を解決し、国民の生き生きとした暮らしの実現、国際的にも競争力があり多様性のある地域経済社会の形成、安全・安心の確保、美しく良好な環境の保全・創造など、地方ののびのびとした自立と活性化のための施策は、「道路」に支えられています。

特にこの北信地域においては、山間地が多くまた豪雪地帯であります。冬期間の地域の自立や活性化、消防・緊急医療などの安心・安全のためにも円滑な交通機能の確保のうえで道路整備は必要不可欠な最も重要な課題であります。

従って、住民にとって最も身近で根幹的な社会基盤である道路を適正に維持・管理し、必要な道路を着実に整備促進していくことは社会の要請であると同時に、現代に生きる我々が国家百年の計として、後世に残すべき最も重要な社会資本であると考えています。

よって、国においては、地方の実情を十分御賢察いただき、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

記

- 1 緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担い、ユーザーに負担を求め、着実に道路整備を進めてきたその制度趣旨にのっとり、暫定税率を含めた現行の道路特定財源制度は堅持し、道路整備を着実に促進すること。
- 2 現行の道路特定財源制度の崩壊は、道路を安全な状態に維持し管理する費用にも影響を及ぼすことから、暫定税率を含めた現行の道路特定財源制度を堅持し、地方の生活や経済活動に支障が出ないように配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年2月19日

長野県北信広域連合議会

衆議院議長

参議院議長

国土交通大臣

長野県知事

あて